

認可申請等書類

営業所事務所、車庫、休憩施設の新設等

- 認可申請書
- 新旧対照表
- 土地と建物が会社所有の場合
 - ・土地謄本 ～ 法務局
(農地は転用許可が必要・市街化調整区域は認可がおりない)
 - ・建物謄本 ～ 法務局
- 土地と建物が会社所有でない場合、土地と建物の賃貸契約書または使用承諾書の写し
 - ※ 賃貸契約(使用承諾)書写しがある場合、謄本は添付必要なし
 - ※ 使用目的を確認すること
- 宣誓書(都市計画法等関係法令)
- 車庫前面道路幅員証明 ～ 各道路の管理者(県・市・町の土木事務所等)
 - ※車道部分が5メートル以上で車両制限令に抵触しない事、国道は必要なし
- 申請地の付近見取り図(ゼンリンの地図可)
- 申請地の平面図、求積図(営業所、車庫【出入り口を明記】、休憩施設)
 - ※事務所及び休憩室はできれば各9㎡以上の収容能力が望ましい
 - ※車庫が事務所と隣接でない場合は別途書類が必要
- 字図 ～ 法務局
- 字図入れ込み(字図コピーの中に事務所・休憩室・車庫等の位置を記入)
- 運行管理者選任予定者の運行管理者資格者証の写し
- 整備管理者選任予定者の選任前研修修了証又は整備資格合格証の写し
- 事業用自動車の運行管理等の体制
- 営業所別の事業用自動車の数及び車両の明細
- 自動車車庫の位置及び収容能力・必要となる車庫面積
- 事業用自動車等連絡書

以上が運輸支局輸送部門に申請する内容になりますが、整備部門へは運行管理者・整備管理者の選任届を提出しなければなりません。

○は協会に様式あり ●は自社もしくは各行政等での取得が必要

各2部ずつ必要となります。(1部正本、1部事業者控え)

認可申請等書類

第2 車庫の新設等

- 認可申請書
- 新旧対照表
- 土地が会社所有の場合
 - ・土地謄本 ～ 法務局
(農地は転用許可が必要・有蓋車庫の場合は市街化調整区域での認可がおりない可能性あり)
 - ・建物謄本 ～ 法務局
- 土地が会社所有でない場合、土地の賃貸契約書または使用承諾書の写し
 - ※ 賃貸契約(使用承諾)書写しがあれば、謄本は添付必要なし
- 宣誓書 (都市計画法等関係法令)
- 車庫前面道路幅員証明 ～ 各道路の管理者 (県・市・町の土木事務所等)
 - ※車道部分が5メートル以上で車両制限令に抵触しない事、国道は必要なし
- 営業所と車庫の距離を示す宣誓書 (営業所と車庫が離れている場合)
- 営業所と車庫の距離を示す地図 (営業所と車庫が離れている場合)
- 申請地の付近見取り図 (ゼンリンの地図可)
- 申請地の平面図、求積図 (車庫の【出入り口を明記】)
- 字図 ～ 法務局

○は協会に様式あり ●は自社もしくは各行政等での取得が必要

各2部ずつ必要となります。
(1部正本、1部控え)

認可申請等書類

車庫の拡張等

○認可申請書

○新旧対照表

土地が会社所有の場合

・土地謄本 ～ 法務局（農地は転用許可が必要）

●土地が会社所有でない場合、土地の賃貸契約書または使用承諾書の写し

※ 賃貸契約(使用承諾)書写しがあれば、謄本は添付必要なし

○宣誓書（都市計画法等関係法令）

●申請地の付近見取り図（ゼンリンの地図可）

●申請地の平面図、求積図（新旧図面を付ける）

●字図 ～ 法務局

●字図入れ込み（字図の中に車庫等の位置を記入）

○は協会に様式あり ●は自社もしくは各行政等での取得が必要

各2部ずつ必要となります。

（1部正本、1部控え）

認可申請等書類

事務所移転及び車庫の減少

- 認可申請書
 - 新旧対照表
 - 土地建物が会社所有の場合
 - ・土地建物謄本 ～ 法務局
 - 土地建物が会社所有でない場合、土地建物の賃貸契約書または使用承諾書の写し ※ 賃貸契約(使用承諾)書写しがあれば、謄本は添付必要なし
 - 宣誓書（都市計画法等関係法令）
 - 申請地の付近見取り図（ゼンリンの地図可）
 - 申請地の平面図、求積図（新旧図面を付ける）
 - 必要となる車庫面積 ※増車時と同じ書類
- は協会に様式あり ●は自社もしくは各行政等での取得が必要

各2部ずつ必要となります。
（1部正本、1部控え）

認可申請等書類

営業所事務所、車庫、休憩施設の移転等

- 認可申請書
- 新旧対照表
- 土地と建物が会社所有の場合
 - ・土地謄本 ～ 法務局
(農地は転用許可が必要・市街化調整区域は認可がおりない)
 - ・建物謄本 ～ 法務局
- 土地と建物が会社所有でない場合、土地と建物の賃貸契約書または使用承諾書の写し
 - ※ 賃貸契約(使用承諾)書写しがある場合、謄本は添付必要なし
- 宣誓書 (都市計画法等関係法令)
- 車庫前面道路幅員証明 ～ 各道路の管理者 (県・市・町の土木事務所等)
 - ※車道部分が5メートル以上で車両制限令に抵触しない事、国道は必要なし
- 申請地の付近見取り図 (ゼンリンの地図可)
- 申請地の平面図、求積図 (営業所、車庫【出入り口を明記】、休憩施設)
 - ※事務所及び休憩室はできれば各10㎡以上の收容能力が望ましい
- 字図 ～ 法務局
- 字図入れ込み (字図の中に事務所・休憩室・車庫等の位置を記入)
- 営業所別の事業用自動車の数及び車両の明細
- 自動車車庫の位置及び收容能力
- 必要となる車庫面積
- 事業用自動車等連絡書 (車検証の住所変更のため)

以上が運輸支局輸送部門に申請する内容になりますが、整備部門へは運行管理者・整備管理者の選任届を(営業所住所変更の為)できれば出してほしい。

○は協会に様式あり ●は自社もしくは各行政等での取得が必要

各2部ずつ必要となります。
(1部正本、1部控え)

認可申請等書類

車庫の移転(無蓋車庫)

- 認可申請書
- 新旧対照表
- 土地が会社所有の場合
 - ・土地謄本 ～ 法務局
(農地は転用許可が必要・市街化調整区域は認可がおりない)
- 土地が会社所有でない場合、土地の賃貸契約書または使用承諾書の写し
 - ※ 賃貸契約(使用承諾)書写しがあれば、謄本は添付必要なし
- 宣誓書(都市計画法等関係法令)
- 前面道路幅員証明 ～ 各道路の管理者(県・市・町の土木事務所等)
 - ※車道部分が5メートル以上で車両制限令に抵触しない事、国道は必要なし
- 営業所と車庫の距離を示す宣誓書(営業所と車庫が離れている場合)
- 営業所と車庫の距離を示す地図(営業所と車庫が離れている場合)
- 申請地の付近見取り図(ゼンリンの地図可)
- 申請地の平面図、求積図(車庫の【出入口口を明記】)
- 字図 ～ 法務局
- 字図入れ込み(字図の中に車庫等の位置を記入)

移転先の車庫が旧車庫面積よりも狭くなる場合は追加書類が必要となります。

○は協会に様式あり ●は自社もしくは各行政等での取得が必要

各2部ずつ必要となります。

(1部正本、1部控え)

認可申請等書類

営業所事務所、休憩施設の移転等

- 認可申請書
 - 新旧対照表
 - 土地と建物が会社所有の場合
 - ・土地謄本 ～ 法務局
(農地は転用許可が必要・市街化調整区域は認可がおりない)
 - ・建物謄本 ～ 法務局
 - 土地と建物が会社所有でない場合、土地と建物の賃貸契約書または使用承諾書の写し
 - ※ 賃貸契約(使用承諾)書写しがある場合、謄本は添付必要なし
 - 宣誓書 (都市計画法等関係法令)
 - 宣誓書 (事務所と車庫の距離)
 - 事務所と車庫の距離が分かる地図
 - 申請地の付近見取り図 (ゼンリンの地図可)
 - 申請地の平面図、求積図 (営業所、車庫【出入り口を明記】、休憩施設)
 - ※事務所及び休憩室はできれば各10㎡以上の収容能力が望ましい
 - 字図 ～ 法務局
 - 事業用自動車等連絡書(車検証使用者住所の変更のため)
- は協会に様式あり ●は自社もしくは各行政等での取得が必要

各2部ずつ必要となります。
(1部正本、1部控え)

認可申請等書類

特積営業所荷卸施設の増設

- 認可申請書(特積に係るもの)
- 新旧対照表
- 土地と建物が会社所有の場合
 - ・土地謄本 ～ 法務局
(農地は転用許可が必要・市街化調整区域は認可がおりない)
 - ・建物謄本 ～ 法務局
- 土地と建物が会社所有でない場合、土地と建物の賃貸契約書または使用承諾書の写し
 - ※ 賃貸契約(使用承諾)書写しがある場合、謄本は添付必要なし
- 宣誓書(都市計画法等関係法令)
- 申請施設の平面図、求積図

○は協会に様式あり ●は自社もしくは各行政等での取得が必要

各2部ずつ必要となります。
(1部正本、1部控え)

申請に必要な書類

- 印鑑（代表者印）
- ゴム印（会社）・横
- 施設（営業所、車庫、休憩睡眠施設）の使用権限を証する書面
- 自己所有の場合＝土地、建物の登記簿謄本
- 借入の場合＝土地建物の賃貸契約書（概ね契約期間が1年以上あるもの。また、賃貸借期間が1年に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新の契約がなされている場合に限り使用権限を有するものとみなす）
- 都市計画法など関係法令（農地法、建築基準法）に抵触しない旨の宣誓書（
※同一敷地の車庫増設には宣誓書は必要ありません。

図面関係

- ① 施設の平面図（一定の縮尺に基づいた求積を入れたもの）
 - ② 位置図（位置が明確に分かる付近の見取り図。営業所と車庫が異なる場合距離間がわかるもの）
 - ③ 配置図（各施設の配置関係を示した平面図）
 - ④ 字図（※法務局の印のあるもの）
（里道及び、水路の確認等必要に応じて字図の添付を求められる場合があります）
- 幅員証明書（車庫予定地の前面道路の幅員に関する道路管理者の証明書）
*国道の場合は不要

申請にあたっての留意事項

車庫については、車庫として有効利用できるものを収容能力とすること。
（のり面、自家用車置き場、資材置き場、三角地などは除外すること）
市街化調整区域については、都市計画法に基づく開発許可が必要。
営業所と車庫間の距離5kmとする。
道路の幅は、車両制限令に基づく道路の幅が必要